

事業報告書

(自 令和 7年 5月 1日 至 令和 8年 4月 30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 佐々木内科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持ち分なし ☒ 出資持ち分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 664-0861 兵庫県伊丹市稲野町3-23
- (3) 設立認可年月日 平成 4年 5月 1日
- (4) 設立登記年月日 平成 4年 5月 12日

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	佐々木内科	2813302714	664-0861 伊丹市稲野町3-23	無 床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 7年 6月 18日 令和 6年度決算の決定
 令和 8年 4月 28日 令和 8年度予算の決定

様式11-2

法人名 医療法人社団 佐々木内科

※医療法人整理番号 00465

所在地 664-0861 兵庫県伊丹市稲野町3-23

財 産 目 録

(令和 8年 4月30日現在)

1. 資 産 額	147,898 千円
2. 負 債 額	58,399 千円
3. 純 資 産 額	89,499 千円

(内 訳)

(単位: 千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	142,013
B 固 定 資 産	5,885
C 資 産 合 計 (A+B)	147,898
D 負 債 合 計	58,399
E 純 資 産 (C-D)	89,499

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 佐々木内科

※医療法人整理番号 00465

所在地 664-0861 兵庫県伊丹市稲野町3-23

貸 借 対 照 表

(令和 8年 4月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	142,013	I 流 動 負 債	58,399
II 固 定 資 産	5,885	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	960	負 債 合 計	58,399
2 無 形 固 定 資 産	1,145	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	3,780	科 目	金 額
		I 資 本 金	4,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	85,499
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	89,499
資 産 合 計	147,898	負 債 ・ 純 資 産 合 計	147,898

法人名 医療法人社団 佐々木内科

※医療法人整理番号 00965

所在地 664-0861 兵庫県伊丹市稲野町3-23

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 5月 1日 至 令和 8年 4月30日)

(単位: 千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	34,947
2 事業費用	36,371
本来業務事業損失	△ 1,424
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	△ 1,424
II 事業外収益	676
III 事業外費用	0
経常損失	△ 748
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	△ 748
法人税等	0
当期純損失	△ 748

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人社団 佐々木内科
所在地 664-0861 伊丹市稲野町3-23

※医療法人整理番号 00965

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者 該当なし

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業の内 容	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者 該当なし

種類	氏名	職業	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1 関係事業者ごとに記載すること。
2 種類は医療法施行規則第32条の6に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。
3 近親者である場合には続柄を記載する。
イ 次に定める取引については上記の注記を要しない。
ロ 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引。
4 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い
該当する取引がない場合には「該当なし」と記載する。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 佐々木内科

理事長 林 雅子 様

私は、医療法人社団 佐々木内科の令和7年会計年度（令和7年5月01日から令和8年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 8年6月18日

医療法人社団 佐々木内科

監事 下野 優子